

ISSUE BRIEF

諸外国におけるアスベスト被害救済

国立国会図書館 ISSUE BRIEF NUMBER 502(JAN.23.2006)

アスベストによる健康被害は、アスベスト取扱作業に従事していた者のみならず、その家族やアスベスト製品製造工場周辺の住民にも及ぶことが明らかとなった。その被害を迅速に救済するため、第164回国会には「石綿による健康被害の救済に関する法律案」(仮称)が提出される予定である。

諸外国においても、アスベストによる健康被害の救済が行われているが、その考え方、救済方法、給付水準は国によって異なっている。

我が国の被害者救済制度の検討にあたって、その参考とするため、イギリス、アメリカ、オーストラリア、ドイツ、フランスの救済の仕組みを労災補償とその他の方法に分けて、簡潔に紹介することとした。

農林環境課・社会労働課

調査と情報

第502号

はじめに

昨夏、アスベストによる健康被害の実態が次々と報道され、その被害は、アスベスト取扱作業に従事していた者のみならず、その家族やアスベスト製品製造工場周辺の住民にも及ぶことが明らかとなった。政府は、これらの被害の迅速な救済のため、労災認定要件の緩和により労災補償を拡大するとともに、労災認定を受けずに死亡した者の遺族を含め、労災補償の対象とならない人々を救済するための「石綿による健康被害の救済に関する法律案」(仮称)を今国会に提出する予定である。

多数の健康被害が発生しており、かつ因果関係の特定が困難であるため、同制度による給付は当面、「補償」ではなく「救済」として実施される予定である。また、アスベストが産業基盤となる施設、設備、機械等に広く使用されてきたことにより、その経済的な利得が全事業者に及ぶとして、救済の費用は全事業者が負担する運びとなる。なお、国等の行政責任、事業者の損害賠償責任が追求される余地が残されている。

諸外国においても、アスベストによる健康被害の救済が行われているが、その考え方、方法、給付水準は国によって異なっている。我が国の救済方法の参考とするため、労災補償とその他の方法に分けて、その仕組みを簡潔に紹介することとした。

イギリス

イギリスでは、政府によるアスベスト被害の補償は労災保険による。イギリスの労災保険は、社会保障法等にもとづいて、全被用者を対象とする全額国庫負担の制度であり、雇年金省のジョブセンター・プラスが保険給付事務を行っている。

1 労災保険

【適用対象】 アスベスト関連疾患を含む職業病の補償については、補償対象となる疾病が「指定疾病規則」によって定められている。被用者が疾病による労災給付を申請する場合には、次の3点を立証する必要がある。

被用者が「指定疾病規則別表」に定められた疾病に罹患していること

被用者が1948年以降、指定疾病の原因業務として定められている業務に従事したこと
生じた疾病が業務に起因するものであること

「指定疾病規則」に定められているアスベスト関連疾患は、以下の4種類である。

D1(疾病ナンバー、以下略):塵肺症(アスベスト肺を含む)

D3:中皮腫

D8:アスベスト起因の肺がん

D9:びまん性胸膜肥厚

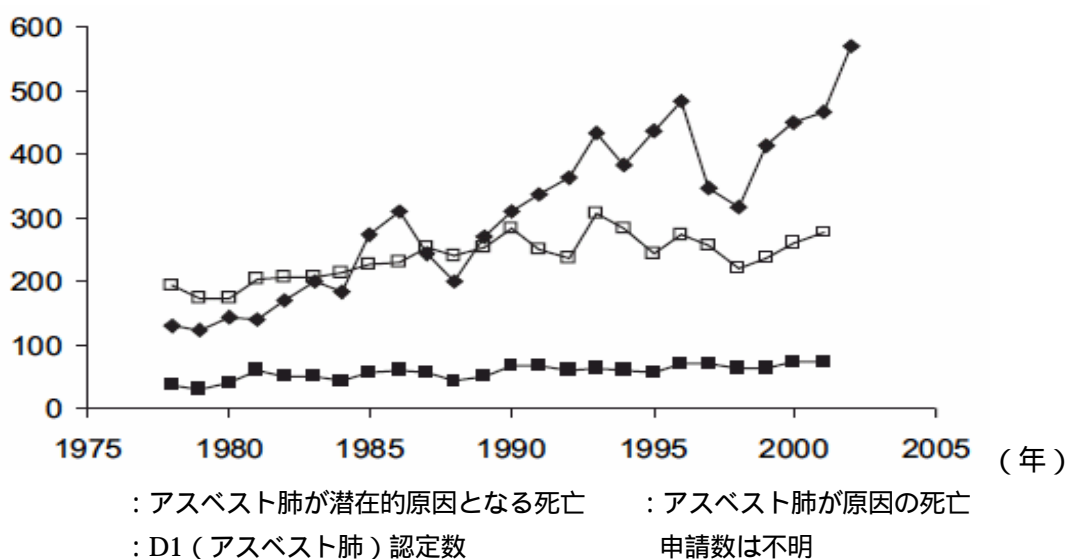
【給付】 労災給付には、療養補償給付、休業補償給付、障害補償給付、遺族補償給付、葬祭料がある。中心となる障害補償給付は、障害の度合いと年齢によって給付額は異なるが、上限額(100%障害、18歳以上)は週123.80ポンド(2005年4月現在)である。なお、塵肺、綿肺、中皮腫の認定者については、軽度の障害でも年金支給対象となっており、障害1%~10%までの場合12.38ポンド、障害11%~19%までの場合24.76ポンドの給付がある。死亡時の給付は、労災保険上からの給付ではなく、国民保険の寡婦寡夫給付の、一時金

2,000 ポンドと寡婦寡夫手当金週 82.05 ポンド（1 年間） 母子父子手当金週 82.05 ポンドが給付される（2006 年 1 月 17 日現在、1 ポンド 203 円）。

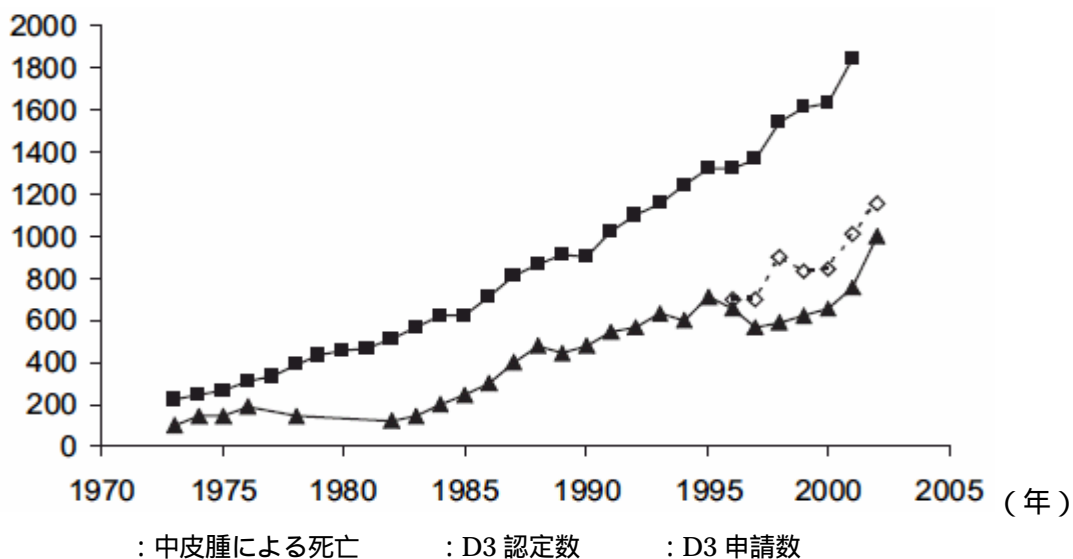
【職業病認定件数と給付実績】 アスベスト関連指定疾病 4 種類についての、申請・認定などの動向は表 - 1（2-3 ページ参照）のとおりである。中皮腫による死亡は増加しており、2020 年～2025 年には年間 2500～3500 人に及ぶと推定されている。近年の動向で見ると、1998 年の中皮腫での申請は 900 件で認定 590 件、2002 年の中皮腫での申請は 1160 件で認定は 1002 件である。認定率が上昇しているのは、1996 年の労災諮問委員会による認定要件緩和の勧告の結果と考えられる。認定却下の大部分は、労災給付の対象外の自営業者や環境ばく露のケースである。

表 - 1

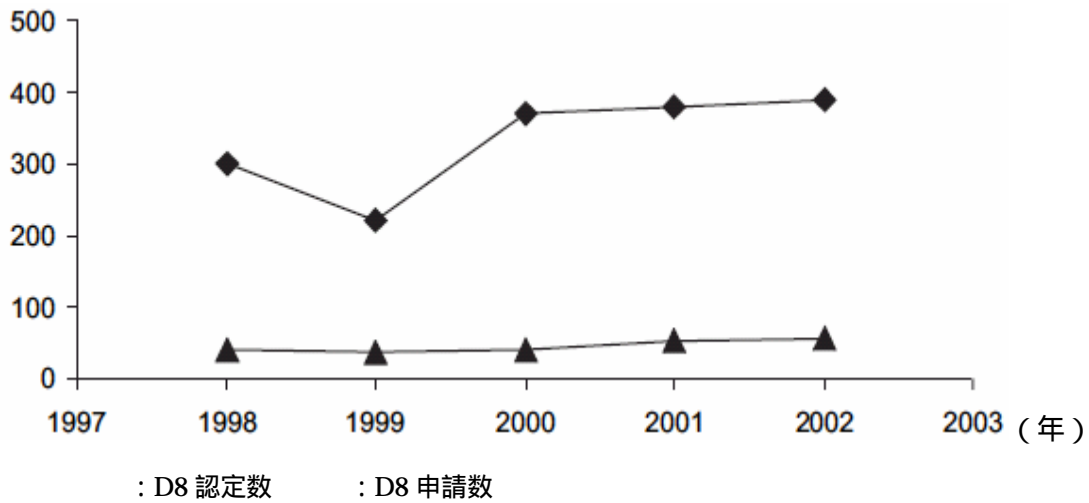
D1 塵肺症（事例：件）



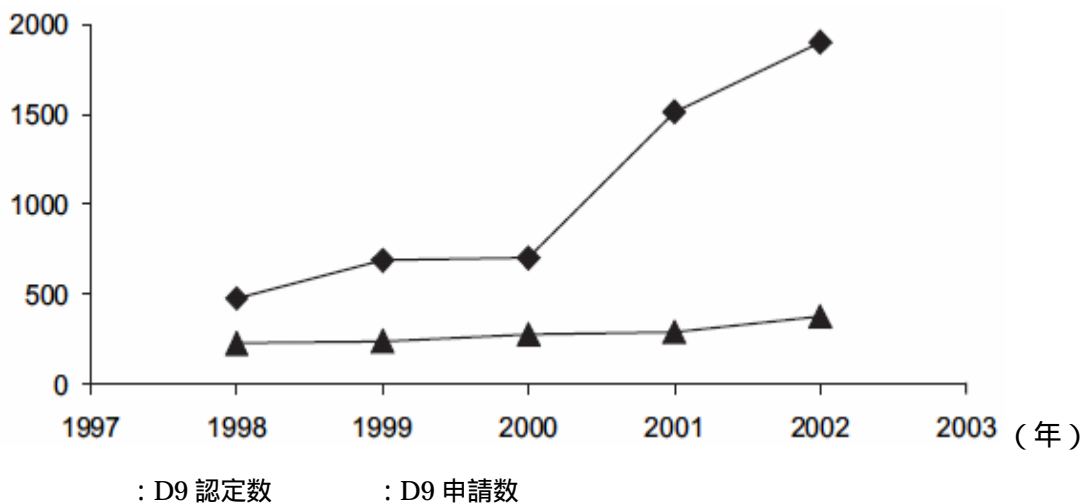
D3 中皮腫（事例：件）



D8 アスベスト起因の肺がん (事例：件)



D9 びまん性胸膜皮厚 (事例：件)



(出典) Department for Work and Pensions, *Asbestos-related diseases. Report by the Industrial Injuries Advisory Council in accordance with Section 171 of the Social Security Administration Act 1992 reviewing the prescription of the asbestos-related diseases.* July 2005(Cm 6553)

【最近の動向】 2005年7月に、労災諮問委員会 (Industry Injury Advisory Council) によるアスベスト関連の指定疾病に関する報告書が、議会に提出されている。同報告書では、前回の1996年の報告以降の動向を調査した上で、指定疾病の記述を検討し、今後について以下の勧告を行っている。

アスベスト肺の診断方法の改善。アスベスト繊維の欠如をもってアスベスト肺の診断を排除することには疑義がある。

中皮腫による死亡数と認定数に顕著な差がみられる。その理由として、補償対象とならない自営業や環境ばく露の死亡者が存在することの他に、補償プログラムの周知が不足していることがあると考えられる。中皮腫患者に対する労災の広報に努めるべきである。

アスベスト労働者の肺がんの発症は、アスベスト肺からだけでなく、アスベスト肺と

は別個にも起こりうることから、「指定疾病規則別表」のD8についての記述には改善の必要がある。また、アスベスト起因の肺がんの悪化の度合を考慮すると、申請者に対しては100%の業務障害給付の認定が望ましい。

びまん性胸膜肥厚の診断方法の改善。

中皮腫のような致死性の高い疾病に対する給付と他のより軽度の疾病への給付との問題を考慮した結果、給付の構造について全面的な再検討が必要と思われる。

2 労災以外の補償

アスベスト労働者の健康被害については、イギリスでも原因企業への損害賠償訴訟が多発している。また、アスベスト関連ではイギリス第二位の企業であったケイブ・グループが2005年6月に、4千万ポンドの基金創設を発表するなど、原因企業側の動きもある。

アスベスト疾患の原因となった企業が既に廃業しており、企業からの補償を受けられない労働者や被扶養者で労災保険の受給要件を満たす者及び被扶養者で時効により労災請求のできなかった者も含めて、1979年に制定された「1979年塵肺等（労働者補償）法」により、一般労災補償に上乘せした一時金の給付が受けられる。2005年4月現在の給付は、年齢・死亡・障害の度合いにより異なるが、障害補償の上限（100%障害、37歳以下）は63,808ポンド、死亡保障の上限（死亡時50%以上の障害、37歳以下）は28,962ポンドである。同法施行後、2003年3月末時点での申請者は17,565人、受給者は11,786人である。認定却下のケースは、施行初期には原因企業が営業中との理由によるものが多かったが、現在は、前提となる労災保険の給付認定がなされていないとの理由によるものが多い。

アメリカ

アメリカにおけるアスベスト被害の補償は、労災保険制度または、原因企業への賠償請求訴訟によるものである。現在、基金を設立して、アスベスト被害を補償する法案が、連邦議会で審議中である。

1 労災保険制度

【管轄】 アメリカの労災保険制度は各州の管轄で、州ごとに制度の仕組みが異なっている。州の労災委員会、審議会などが管理運営にあたる公営が中心であるが、民間保険の利用や使用者の自己保険の利用を承認する州もある。州はいずれを利用するかは選択できるが、労災保険制度への加入は強制的なものである。

【適用対象】 州の労災保険制度の適用対象は、小企業（従業員が3-5人未満）を除外するいくつかの州を除き、ほぼ、民間の会社・使用者の全てと公的機関のほとんどである。

連邦公務員、複数の州を横断する鉄道の職員、海洋港湾関係従事者にはそれぞれ別の法が適用される。

【財源】 財源は、大部分の州で使用者の負担による。若干の州で被用者の拠出がある。州の管轄する労災保険制度について国の負担はない。

【給付】 給付の具体的内容は、労働不能給付、医療給付、リハビリテーションサービス(医療的リハビリに加えて職業的リハビリのサービスを認める州が多い)、死亡時の葬祭料と遺族補償給付である。その詳細な内容は州により異なる。労働不能給付は、不

能の程度と期間により給付内容が異なるが、全面的労働不能の場合は大部分の州で賃金の2/3が補償される。遺族補償給付は、多くの州で賃金の1/3から2/3としている（配偶者のみか子供もいるかによって差が生じる州が半数近くある）。

2 州の独自制度

アスベスト関連疾患については、州によって独自の制度を設けている場合がある。カリフォルニア州とニュー・ジャージー州についてみると、以下のとおりである。

【カリフォルニア州】カリフォルニア州では、1980年に労災補償法の中に「アスベスト労働者会計」を設置する特例法が制定された。これによると、アスベスト労働者は、まず使用者あるいは労災保険担当機関に補償を申請しなければならないが、責任ある使用者あるいは労災保険担当機関が存在しない場合、または給付不能・拒否などの場合、労働者は30日以内に、この制度にもとづく補償を受けられる。対象者はアスベスト繊維のばく露にさらされる職業に従事していた労働者とその扶養者である。対象となる疾病は、アスベスト繊維の吸引によって労働不能や治療が必要になった疾病をすべて含むとされる。

「アスベスト労働者会計」制度は、一般労災補償制度によって速やかに補償を受けられない労働者のための救済措置であったと思われるが、1989年以降については適用事例はない。

【ニュージャージー州】ニュージャージー州では、2004年に、アスベスト被害労働者救済の立法化が行われた。アスベスト肺、あるいはアスベストに起因するがんによって労働不能となった労働者で、補償を請求すべき企業が特定できないか、存在しない場合は、審査にもとづいて、州の非保険使用者ファンドからの給付を受けられるというものである。

3 アスベスト関連法案の概要

アメリカ連邦議会上院で審議中のアスベスト関連法案（法案番号S.852）は、被害者による訴訟を停止させる代わりに、訴訟の被告企業等の拠出により補償基金を設立するというものである。同法案は2005年5月に司法委員会を通過し、2006年1月にも本会議で審議予定とされている。

【補償基金の財源】補償基金の規模は1400億ドル（約16.8兆円）で、その財源は、アスベスト訴訟の被告企業の拠出（900億ドル）、保険会社の拠出（460億ドル）、アスベスト訴訟で倒産した企業等による既存の補償基金からの移管（40億ドル）である。基金は労働省内に設置されるアスベスト病補償局により管理されるが、政府による基金への財政支出は行われぬ。

拠出金の分担は次のように決定される。被告企業は、まずこれまでの訴訟で賠償等に支出した費用額に応じて分類され、さらにその中で収入に応じて再分類され、その分類ごとに定められた毎年の拠出額を負担する。被告企業全体で、年間30億ドル以上を30年間にわたって拠出する。保険会社全体での毎年の拠出額は規定されているが、各保険会社の分担は、新たに設立する委員会で決定される。

【補償の受給要件・内容】補償の受給要件は、医師の診断があること、最初のアスベスト被ばくが診断の10年以上前であること、症状が9レベルの医学的基準のいずれかを満たすこと、職種や時代に応じて算定される被ばく期間の基準を満たすこと、を設けている。新規の請求者は診断から5年以内、補償請求訴訟が審理中の被害者は新制度の

発足から5年以内に、補償請求を行わなければならない。アスベストを含有したバーミキュライト（蛭石）鉱山により被害の出ているモンタナ州リビーについては、鉱山・処理工場の労働者、及びリビーの半径20マイル以内の居住者・就労者に対して、補償請求時の被ばく期間要件が免除される。

補償内容は請求者の症状に応じて分類されており、最も重度のレベルである中皮腫患者への補償額は110万ドル（約1億3200万円）となっている（表-1）。中皮腫患者や余命の短い患者等の、緊急度の高い請求者に対しては、早期の支払い等の優先的措置がとられる。

表 - 1 補償の対象となる疾病とその補償内容

レベル	症状 / 疾病	補償内容
1	アスベスト症 / 胸膜疾患 A (肺機能が正常)	医学的経過観察
2	複合的な疾病 (アスベスト症と他要因による呼吸機能の損傷)	2.5万ドル
3	アスベスト症 / 胸膜疾患 B (肺機能が60%程度に低下)	10万ドル
4	重度のアスベスト症 (肺機能が50-60%程度に低下)	40万ドル
5	障害をもたらすアスベスト症 (肺機能が50%以下に低下)	85万ドル
6	肺がん以外のがん (結腸がん、喉頭がん、咽頭がん、胃がん)	20万ドル
7	胸膜疾患を伴う肺がん	喫煙者 30万ドル、元喫煙者 72.5万ドル、非喫煙者 80万ドル
8	アスベスト症を伴う肺がん	喫煙者 60万ドル、元喫煙者 97.5万ドル、非喫煙者 110万ドル
9	中皮腫	110万ドル

(出典) Senate Report No.97, 109th Congress, 1st Session(2005) p.28, p.46.に基づき作成。

オーストラリア

オーストラリアでは、1945年以降、アスベストを原因とする中皮腫で7千人が死亡しており、さらに2020年までの死亡者は、中皮腫1万8千人、アスベスト原因の肺がんなど3-4万人にのぼると推計されている。

以下、オーストラリアにおけるアスベスト健康被害の補償制度として、アスベスト産出州であったニューサウスウェールズ州(以下「NSW州」という。)の粉じん健康被害補償基金制度¹を紹介する。

1 ニューサウスウェールズ州政府による補償基金制度

【管轄】 NSW州は、1942年州粉じん疾患法(Dust Diseases Act)にもとづき、「粉じん疾患補償基金」(Worker's compensation Dust Diseases Board of NSW: 以下「DDB」という。)を設置している²。このDDBが、補償給付や補償認定等の業務を行っている。

【適用対象】 NSW州内で業務上アスベストを吸引した労働者と退職者が対象となっている。個人事業者、連邦職員、他の補償受給者等は対象外である。

【財源】 NSW州内の雇用者からの拠出による。

¹ 粉じん疾患法に基づく同制度は、アスベスト肺(Asbestosis)、アスベスト起因の腫瘍(Asbestos induced carcinoma)、中皮腫(Mesothelioma)等のみならず、アルミニウム肺(Aluminosis)、珪肺症(silicosis)、綿肺症(Byssinosis)等の各種粉じんによる疾患を対象とするものである。

² オーストラリアにおける労災補償は、州政府(特別地域を含む)に第一義的な責任があり、各州が労災保険制度をもっている。保険業務は、州政府が指定し、契約を結んだ民間保険会社が行っている。

【給付】 給付の具体的内容は、退職者に対しては「医療給付」及び「身体障害への補償」、現役の労働者に対しては「収入の補償」となっている。医療給付については、上限年5万豪ドルまでである。DDBの医療部門(Medical Authority)が、補償の申請に対して「疾病と障害の程度」を評価し、補償額を決定する。この「疾病・障害の程度」については、2、3年ごとに再評価される(2006年1月17日現在、1豪ドル 87円)。

表 - 1 補償の新規承認数

	2001-2年度	2002-3年度	2003-4年度
石綿肺+胸膜疾患	121	205	159
中皮腫	117	156	154
アスベスト原因の肺がん	0	9	11

(出典) DDB Annual Report 2004 < http://www.ddb.nsw.gov.au/DDB_AnnRep2004.pdf >

表 - 2 補償総支出(千豪ドル)

	2001-2年度	2002-3年度	2003-4年度
石綿肺+胸膜疾患	10,459	11,864	15,996
中皮腫	26,640	27,500	25,682

(出典) DDB Annual Report 2004 < http://www.ddb.nsw.gov.au/DDB_AnnRep2004.pdf >

2 原因企業による賠償

オーストラリアでは、1930年代から同国でアスベストを生産してきた世界的建材メーカーのジェームズ・ハーディー(James Hardie)社が、医療研究及び賠償基金(Medical Research and Compensation Foundation、以下「MRCF」という。)を設立し、同社に対して提訴された賠償請求訴訟に応じた賠償を行っている。

なお、ジェームズ・ハーディー社によるアスベスト補償について、世界的にも注目を集めたのが、いわゆる「アスベスト・スキャンダル」である。その発端は、2003年12月にMRCFが深刻な資金不足に直面していると公表したことにある。

その後、NSW州が同社に対する特別司法調査を実施、資金不足の原因として、同社の「資金必要量の見積もりの甘さ」を指摘した。これに加え、同社が本社機能と資産をオランダに移転、MRCFを本社から完全に切り離したことについて批判が集まった。

この事件は、「アスベスト・スキャンダル」として知られ、世界中で同社製品の不買運動も起きた。その後、同社幹部が責任をとって辞任した。

こうした経緯を経て、2004年12月、同社は将来的な問題について、NSW州政府と協議を開始した。そして長い協議の末、2005年11月に同社が1億5400万豪ドルを拠出して新たな基金(Special Purpose Fund: SPF)を設立すること、今後40年間で総額15億豪ドルを支払うことで合意した。

表 - 3 MRCFの賠償件数

	2002-3 年度	2003-4 年度	2004-5 年度
石綿肺	93	97	120
中皮腫	176	183	254
肺がん	33	26	28
胸膜疾患 (ARPD) その他	41	29	31

(出典) KPMG Actuaries Report(1 December 2005)

James Hardie ウェブサイト < <http://www.ir.jameshardie.com.au/homepage.jsp?xcid=1> >

表 - 4 1件当りの平均賠償額(豪ドル)

	2002-3 年度	2003-4 年度	2004-5 年度
石綿肺	94,486	112,360	91,883
中皮腫	258,889	241,046	251,323
肺がん	80,776	134,417	154,629
胸膜疾患 (ARPD) その他	81,702	90,794	88,094

(出典) KPMG Actuaries Report(1 December 2005)

James Hardie ウェブサイト < <http://www.ir.jameshardie.com.au/homepage.jsp?xcid=1> >

ドイツ

ドイツにおける、アスベスト被害の補償は災害保険による。災害保険は、「社会法典第7編 災害保険」にもとづく社会保険制度である。災害保険の根拠法は、ビスマルク社会保険三部作のひとつである1884年の災害保険法であるが、年金保険、疾病保険とあわせてライヒ保険法(1911年)に統合され、更に、社会権の透明化をはかるため制定された社会法典に編入され(1997年)、現在に到っている。

【保険者】 災害保険は、原則として、被用者の場合、同一業種の事業主を強制加入とする職業組合(労災保険組合)によって運営される。このほか、農業従事者、海員、市町村の労災適用者を被保険者とする保険機関がある。保険料は事業主負担のみである。

【適用対象】 年齢、性別、家族の有無、国籍、常勤・非常勤を問わず、自営業者、農業従事者を含む就業者をはじめ、幼稚園児を含むすべての児童・生徒・学生、職業訓練生、公法人職員、無償活動者(ボランティア)、災害救助活動者・裁判員等の公益活動従事者、献血者等ほとんどすべての者及び労災保険組合が、定款により強制適用とした者、任意適用を認めた者を被保険者とする。官吏、受刑者、開業医、開業薬剤師を除く。事業主が労災保険に登録していなかったり、保険料が未納であっても適用される。適用対象が就業者に限定されないことがドイツの災害保険の特徴となっている(ただし、以下の「保険事故」が対象となる)。

【対象となる保険事故】 保険事故が狭義の「業務遂行中」に限られず、保険対象となる「活動中」の「職業病」を保険事故とする。対象となる疾病は、災害保険法に基づく「職業病令」の「別表 職業病リスト」に掲載されており、アスベスト性疾患(アスベスト肺、胸膜症、中皮腫、アスベスト肺を併発した肺がんおよび喉頭がん)は表 - 1の通りである。保険事故は保険の対象となる活動との因果関係があることが必要となる。職業病の疑いがあるときは、所定の書式に従って事業主および産業医が、管轄する労災保険組合等に届け出なければならない。

表 - 1 別表 職業病リスト（抜粋）

職業病番号	疾患名
4103	アスベスト肺又はアスベスト粉じんによる胸膜症
4104	アスベスト肺を併発した肺がんまたは喉頭がん、アスベスト粉じんによる胸膜疾患を併発した肺がん又は喉頭がん、事業所内で最低 25 繊維年（ 25×10^6 [Fasern/m ³]）被曝した結果併発した肺がんまたは喉頭がん。
4105	アスベストによる胸膜、腹膜及び心膜の中皮腫

（出典）Berufskrankheiten-Liste (Hauptverband der gewerblichen Berufsgenossenschaften
HP <http://www.hvbg.de/d/pages/vers/risk_bk/bklist.html> より作成)

【給付】 労災保険法の任務は、 労災、職業病、労働に関連する健康上の危険の防止、
労災、職業病の発生後の被保険者の健康および活動能力の回復と被保険者およびその遺族に対する補償であるとされている。そのため、給付は「リハビリテーション優先の原則」（まず、以下の から のリハビリテーション給付が支給され、その後障害の程度に従って 以下が支給され、最後に が支給される。）の順で行われる。すなわち、

医学的リハビリテーション給付、身体補装具の装着を含む療養給付

職業リハビリテーション促進給付、社会参加を保障する社会的リハビリテーション給付

介護給付

リハビリテーション中の金銭給付

障害年金（額は認定前1年間の総報酬の一定割合。稼働能力減退の程度に応じた額。完全喪失の場合は総報酬の2/3。賃金上昇率に応じて年次改定。終身支給。年齢・就業による減額なし。在外支給可）

遺族給付（死亡手当、移送手当、遺族年金-寡婦は総報酬の4割（45歳以上、45歳未満3割）、

遺児3割（18歳未満）、父母・祖父母（2～6割）-）

公的年金を受給する場合、まず、災害保険年金が支給され、他の公的年金の減額による併給調整を行う。災害保険年金が減額されることはない。使用者の責任による災害の場合には、使用者に対する損害賠償請求は原則として認められないが、第三者災害の場合には労災保険でカバーされない範囲において損害賠償請求が認められる。

なお、健康上の危険の防止の点では、「災害予防令」に基づき、1973年以来、アスベスト関連作業従事者に対し健康診断が行われている。そのデータ（被曝開始時期、終了時期、アスベスト関連作業の種類、健康診断時期、医師の氏名・住所、当事者の同意を得た場合には医学的所見）は、労災保険組合が設立したアスベスト被曝者登録センターに登録されている。

【職業病認定件数及び給付実績】 職業病として認定されてからの歴史が長いアスベスト肺を例にとって新規の認定件数の推移を見ると表 - 2の通りである。また、2002年のデータで見ると、給付実績(件数)は表 - 3の通りである。また、2003年のデータによれば、約3500件がアスベスト起因性の職業病として新たに認定され、現在の給付は24,000件、年間総給付額は3億1400万ユーロで、死亡者は1068人に及び、10年間で倍増した、と報じられている（2006年1月17日現在、1ユーロ 139円）。

表 - 2 アスベスト肺・胸膜症認定件数の推移

年	認定件数						
	総数	所見あり		年金給付		その他の給付	
	件数	件数	%	件数	%	件数	%
1991	476	8	1.7	357	75.03	111	23.3
1995	2090	1563	74.8	396	18.9	131	6.3
2000	1874	1213	64.7	373	19.9	288	15.4

(出典) Asbestverursachte Berufskrankheiten in Deutschland-Entstehung und Prognose.

Hauptverband der gewerblichen Berufsgenossenschaften(HVBG) 2003 S.45.

(HVBGのHP <http://www.hvbg.de/>)より作成。

表 - 3 給付の種類及び件数(2002年)

給付の種類/病名	アスベスト肺・胸膜症	肺がん・喉頭がん	中皮腫
総数	7909	8333	6575
療養給付	4265	2567	1559
雇用促進給付	172	233	149
年金/償還給付	4523	1946	1079
遺族給付	900	6328	5832

(出典) BK DOK 2002 Dokumentation des Berufskrankheiten-Geschehens in Deutschland

Hauptverband der gewerblichen Berufsgenossenschaften 2004 S.161.

(HVBGのHP <http://www.hvbg.de/>)より作成。

フランス

フランスでは、1965年に初めてアスベストに起因する中皮腫の診断が下された。1977年に職場での被ばくが2本/mlに制限され、1996年になってアスベストは全面禁止(使用禁止・輸入禁止)された。アスベスト被害者防止全国組織によれば、現在1年に2、3千人の死者が出ているという。

2004年3月3日、コンセイユ・デタ³は、労働者のアスベスト粉塵被ばくに係る危険を未然に防ぐ対策を取らなかったことにつき、国の不作為責任を認めた。アスベストの有害性、発ガン性は1950年代から明白であったが、1977年まで、危険評価の調査もなく対策も取られなかったのである⁴。

フランス議会上院の調査団(情報ミッション)は、2005年10月26日付けで、アスベスト被害に関する大部(約700ページ)の報告書を公刊した。

アスベスト被害者への補償制度としては、職業病補償(一般制度の労災保険)、アスベスト被害者補償基金(FIVA)の補償のほか、早期退職者のためのアスベスト労働者早期活動停止基金(FCAATA)がある。

一般制度の労災保険によって支給される給付には、休業手当、障害給付、遺族年金とい

³ コンセイユ・デタは、政府の準備する法令案などの諮問に応ずるとともに行政裁判の最上級裁判所としての権限を持つ(山口俊夫編『フランス法辞典』東京大学出版会、2002、p.112.)

⁴ 本段落については、*quid 2005*, EDITION ROBERT LAFFONT, 2004, p.1716.

った金銭給付と、傷病の治療等の現物給付があるが、アスベスト被害者のほとんどは、給付水準が低いことを理由に、FIVA による補償を選択するようである。以下では、FIVA と FCAATA について簡単に説明する。

1 アスベスト被害者補償基金(FIVA)

FIVA は、2000 年 12 月 23 日に創設された。アスベストに起因する職業病に認定された人々や直接アスベストに被ばくした人々が被る損害を全面的に補償することを目的とする。

FIVA は、社会保障を担当する大臣の監督下にあり、行政的性格を有する国の公的機関である。国の予算と労災保険⁵から、毎年資金供与を受けている。

FIVA は、管理評議会により管理される。評議会の委員は 22 名から成る。委員長 1 名(破棄院⁶のメンバー)、国の代表 5 名、社会保障の労働災害・職業病委員会に籍をおく組織の代表 8 名、アスベスト被害者救済の全国組織が推薦する 4 名、特に資格を与えられた 4 名(アスベストについて特に専門的知識のある者 2 名、労働者疾病保険の全国金庫の理事またはその代理・社会問題検査官のメンバー 2 名)である。

2001 年社会保障財政法⁷等にもとづいたアレテ⁸により、初発性の中皮腫等に罹患したアスベスト被害者は、FIVA から補償金を受け取ることができる。職業病に認定されなかった被害者については、FIVA の内部にある「アスベスト被曝に関する状況検査委員会」(CECEA、構成員 5 人)が、補償金支払い要求の一件書類を審査して、補償について決定することになっている。

表 - 1 FIVA の資金額

年	国の FIVA への供与額 (単位：100 万ユーロ)	「社会保障の労働災害・職業病部門」の FIVA への供与額(単位：100 万ユーロ)	FIVA の資金額 (計)
2001		438	438
2002	38	180	218
2003	40	190	230
2004		100	100
2005	52	200	252
Total	130	1108	1238

(出典) FIVA の HP < <http://www.fiva.fr/> > より、資金の頁。

⁵ フランスの「社会保障」は、「社会保険」(疾病保険、障害・死亡保険、老齢保険)、「労災保険」、「家族給付」を指す。各部門は、国の直営事業ではなく、制度の管理運営は、国からは法制上独立した各種社会保障機関が行う。ここでは「労災保険」と意識したが、厳密に言うなら「社会保障の労働災害・職業病部門」である。なお、困窮者、障害者、児童等に対する福祉サービスは、「社会扶助」という別の法体系によって行われる(以上、『労災補償制度の国際比較研究』日本労働研究機構、2002、p.63, p.75 .)

⁶ Cour de cassation。民事及び刑事の上告事件を管轄する最高司法裁判機関(山口俊夫編『フランス法辞典』東京大学出版会、2002、p.132 .)。

⁷ Loi n° 2000-1257 du 23 décembre 2000 de financement de la sécurité sociale pour 2001 .

⁸ Arrêté du 5 mai 2002. この基金の支給対象となる疾病として、(1)胸膜、腹膜、心膜の初発性の悪性中皮腫およびその他の初発性の胸膜腫瘍、(2)(片側または両側の)心膜または胸膜の斑(石灰化していない場合を含む)で、コンピュータ断層撮影検査で確認されたもの、が規定された。アレテは行政決定を意味する。

2 アスベスト労働者早期活動停止基金(FCAATA)

FCAATA は、1998 年 12 月 23 日に創設された。アスベストが使用される企業（企業名は省令で定める。）で被ばくした労働者が早期に引退できるよう、終身給付金を給付するための基金である。該当する労働者は、60 歳から勤務年数の 3 分の 1 を減じた年齢で早期退職⁹することができ、最後の 12 カ月の勤務活動で得た報酬の平均の 65%の給付を受ける。ただし、上限は社会保障の上限を超えない額（2005 年では 2516 ユーロ/月）である。

FCAATA は早期退職のための基金であるが、勤め先の企業がリストに載っていないため、実際に被ばくした労働者が、この早期退職の制度を利用できないケースも出ている。こうしたケースについて、上記情報ミッションの報告書は改善を求めている。

表 - 2 FCAATA の資金額と支払額

年	支払額（単位：100 万ユーロ）	資金（単位：100 万ユーロ）
1999	8.6	15.2
2000	54.4	133.8
2001	166.4	238.0
2002	324.6	335.0
2003	515.7	482.6
2004	660.3	529.7
2005		600（社会保障財政法による）

（出典）<<http://www.senat.fr/rap/r04-301/r04-3019.html>>より、表の部分。

3 訴訟の増大

上記の体制だけでは被害者救済に不十分である。FIVA の創設にもかかわらず、アスベスト被害をめぐる訴訟件数は、2002 年の約 300 件から 2004 年の約 500 件へと増加し、ほとんどの場合に、使用者側の過失が認定されている。判決で示される賠償額は、FIVA による補償額よりも高額である場合が多い。情報ミッションの報告書は、FIVA が雇用者の過失を認めて補償額を増額し、訴訟の数を減らすように述べている。

また、上記報告書によれば、アスベスト被害者救済を引き受けるとの名目で、今後 20 年間に、270-370 億ユーロが必要になると試算している。資金調達の方法について再考が求められている。社会保障の労働災害・職業病部門（FIVA と FCAATA に資金供与を行っている）も、この点が本質的問題であることを認めている。当初の予想額では不足、2004 年、FCAATA は、1 億 2200 万ユーロもの不足を出した。そのため、社会保障資金調達法は、被用者をアスベストに曝した企業に新たな分担金を課している。

< 参考資料 >

イギリス

1. 『労災補償制度の国際比較研究』（調査研究報告書 No.148）日本労働研究機構 2002.3.
2. Department for Work and Pensions, *Asbestos-related diseases: Report by the Industrial Injuries*

⁹ 例えば、企業で 15 年間勤務した場合は、 $(60 - (15 \div 3) =)$ 55 歳が早期退職年齢となる。

Advisory Council in accordance with Section 171 of the Social Security Administration Act 1992 reviewing the prescription of the asbestos-related diseases. July 2005(Cm 6553)

3. 「労災補償給付ガイド」雇用・年金省 HP
<http://www.jobcentreplus.gov.uk/JCP/Customers/WorkingAgeBenefits/Dev_008554.xml.html>
4. 「主要国の労災保険制度一覧」『保険と年金の動向 2005 年』『厚生指標』臨時増刊)厚生統計協会, 2005. 11 .
5. Pneumoconiosis etc. (Workers' Compensation) Act 1979.
6. Statutory Instrument 2005 No. 414, The Pneumoconiosis etc. (Workers' Compensation) (Payment of Claims) (Amendment) Regulations 2005.
7. House of Lords Hansard. 2004 Feb 26. Column 402-405.
8. N. J. Wikely et al., *The law of social security*, 5th edition, London: Butterworths 2002, p.519.

アメリカ

1. 『労災補償制度の国際比較研究』(調査研究報告書 No.148) 日本労働研究機構, 2002.3.
2. California Labor Code, Division 4 Workers' Compensation, Chapter 11 Asbestos Workers'Account.
3. Changes in State laws during 2004, "Monthly Labor Review" Vol. 128, No. 1 Jan. 2005.
4. New Jersey Labor Code, Workers' Compensation laws, 34:15-33.3 Application to uninsured employers' fund for certain claims for exposure to asbestos.
5. Senate Report No.97, 109th Congress, 1st Session(2005)

オーストラリア

1. DDB のウェブサイト <<http://www.ddb.nsw.gov.au/home.asp>>
2. In the shadow of the corporate veil: James Hardie and asbestos compensation, Parliament of Australia, Research Note no. 12, 2004-05 <<http://www.aph.gov.au/library/pubs/rn/2004-05/05rn12.pdf>>
3. Mr David Jackson QC handed the NSW Government the Report from the Special Commission of Inquiry 21.09.04 <<http://www.ir.jameshardie.com.au/default.jsp?xcid=643#Report>>
4. James Hardie Board approves Final Funding Agreement to be signed today, 1 December 2005
<<http://www.ir.jameshardie.com.au/default.jsp?xcid=34>>
5. 「豪の石綿被害 1320 億円補償金支払い」『日経新聞』2005.12.1.夕刊

ドイツ

1. 「第 3 章 ドイツ」『労災補償制度の国際比較研究』日本労働研究機構, 2002. 3.
2. 「主要国の労災保険制度一覧」『保険と年金の動向 2005 年』『厚生指標』臨時増刊)厚生統計協会 2005. 11 .
3. 西村健一郎「第 5 章 労働保険と雇用政策」古瀬徹・塩野谷祐一編『先進諸国の社会保障 4 ドイツ』東京大学出版会, 1999. 4.
4. Bundesministerium fuer Gesundheit und Soziale Sicherung: Uebersicht ueber das Sozialrecht Ausgabe 2004. BW Bildung und Wissen Verlag und Software. 2004.
5. Hauptverband der gewerblichen Berufsgenossenschaften(HVBG): Versicherungsschutz (HVBG のHP <<http://www.hvbh.de/>>より)
6. Asbestverursachte Berufskrankheiten in Deutschland-Entstehung und Prognose. Hauptverband der gewerblichen Berufsgenossenschaften(HVBG) 2003 (HVBG のHP <<http://www.hvbh.de/>>より)
7. BK DOK 2002 Dokumentation des Berufskrankheiten-Geschehens in Deutschland Hauptverband der gewerblichen Berufsgenossenschaften 2004 (HVBG のHP <<http://www.hvbh.de/>>より)
8. Berufsgenossenschaften: Mehr als 1,000 Tote durch Asbest(November 2004) (HVBG のHP <<http://www.hvbh.de/>>より)
9. Eckart Bulla: Primaer und sekundaere Asbestvorsorgen in Deutschland – von den ersten BG-Regeln zu 30 Jahre ZAs in Europaeische Asbestkonferenz vom 03. bis 06. September 2003.

フランス

1. *Le Monde*, octobre 27,2005.
2. *LIBERATION*, octobre 27,2005.
3. FIVA のウェブサイト <<http://www.fiva.fr/>>
4. 上院のウェブサイト <<http://www.senat.fr/rap/r04-301/r04-3019.html>>

【執筆者一覧】

はじめに	・ ・ ・ ・ ・	・	宍戸 伴久 (社会労働課)
イギリス	・ ・ ・ ・ ・	・	柳沢 房子 (社会労働課)
アメリカ 1, 2	・ ・ ・ ・ ・	・	柳沢 房子 (社会労働課)
アメリカ 3	・ ・ ・ ・ ・	・	田中 敏 (社会労働課)
オーストラリア	・ ・ ・ ・ ・	・	中村 邦広 (農林環境課)
ドイツ	・ ・ ・ ・ ・	・	宍戸 伴久 (社会労働課)
フランス	・ ・ ・ ・ ・	・	宮本 孝正 (農林環境課)